

食材部門



総菜部門



飲料部門



酒類部門



菓子・パン部門



令和8年度
食パライス鳥取県

特産品 コンクール 出品商品募集

応募期限

令和8年 **8月31日月** 午後5時 必着

鳥取県の農林水産物を主原料とした、又は
その特徴を活かして開発した加工食品を広く募集します。
受賞商品は、各メディアやホームページでの紹介、直売所等での
特設コーナーを展開する等、県内外に向けてPRを行います。

総合グランプリは、**県外アンテナショップ(東京)で
1か月程度販売することができます。**

募集区分

総菜部門、食材部門、菓子・パン部門、
飲料部門（酒類を除く）、酒類部門

応募資格

- ・鳥取県内に本店、支店その他の事業所を有する
法人、組合、各種団体、グループ又は個人であること。
- ・「食パライス鳥取県」アンバサダー登録事業者であること。
(登録申請中の場合も含む)
- ・食品衛生法に基づく営業許可を取得していること。など

ホームページ



申込み
問合せ先
(事務局)

(株)ウェブプラン・プロモーション
〒680-0004 鳥取県鳥取市北園二丁目 200 番地
電話 0857-25-3091 / メール contact@wp-pro.jp

主催

鳥取県商工労働部兼農林水産部
市場開拓局 食パライス推進課



受賞商品は、ホームページでの紹介、特設コーナーで展示販売等を行い、
新商品の知名度の向上、販路拡大を図ります。

応募要件

鳥取県内に本店、支店その他の事業所を有する法人、組合、各種団体、グループ又は個人が加工した次の基準をすべて満たす商品とし、出品数は1者につき、1部門かつ1品とします。

- ①鳥取県産の農林水産物を主原料とした、又は鳥取県産の農林水産物の特徴を活かした加工食品であること。(消費期限が2週間程度余裕のあるもの)
- ②令和6年4月1日～令和8年7月20日の期間に新たに商品化又は改良(パッケージや内容量のみの変更等を除く。)され、同期間における販売実績があるもの。
- ③食品表示法(平成25年法律第70号)及び日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に定める「日本農林規格」、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、計量法(平成4年法律第51号)、健康増進法(平成14年法律第103号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の関係規定に違反しないもの。
- ④「HACCPに基づく衛生管理」又は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」に基づく適正な衛生管理により製造していること。
- ⑤容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、平成7年法律第112号)に基づく適正な再商品化義務を履行していること。
- ⑥過去に本コンクールに出品していないもの。

※なお、受賞後にこれら要件に適合していない事実が判明した場合には、受賞を取り消すことがあります。

応募方法

応募商品1点に下記の提出書類を添えて、応募先まで郵送またはご持参ください。

- ①申込書(11部)
- ②営業許可証の写し(1部)
- ③応募商品のFCPシート(11部)
- ④商品を説明できるパンフレット・記事等(任意・11部)

※①～④の書類はメールでも受付けます。

審査方法

- ①書類審査(9月)
 - ・提出書類による審査を実施。
- ②試食審査(10月下旬に鳥取市内で開催予定)
 - ・書類審査を通過した商品について、審査委員による試食及び応募者との質疑応答を行う。
 - ・試食、質疑応答の内容を踏まえ、審査委員が合議により受賞商品を決定する。

受賞区分(予定)

各部門の最優秀賞から選出…総合グランプリ1点

募集区分ごとに選出…最優秀賞1点、優秀賞2点、優良賞数点

※総合グランプリ及び各部門の最優秀賞を対象に表彰式を開催します。

受賞特典

●総合グランプリ受賞商品

県外アンテナショップ(東京)において1か月程度店頭販売の実施、及び加工食品関連の全国コンクールへの推薦。

●受賞商品

「特産品コンクール」の受賞ロゴマークを表示できる他、各メディアやホームページでの紹介、直売所等で特設コーナーを展開する等、県内外に向けてPRを行います。

応募先

株式会社ウェブプラン・プロモーション

〒680-0004 鳥取市北園二丁目200番地

問合せ先

電話：0857-25-3091(平日9時～17時) メール：contact@wp-pro.jp

ホームページ



※その他、応募に関する詳細と申込書は、ホームページでご確認・ダウンロードしてください▶